No.８　生活環境における改善について（令和元年８月受付）

| | |
|---|---|
| 内容 | ①　家の前にLED灯がなく夜とても暗く足元見えずとても不便です。照明を設置頂けないでしょうか。<br>②　家の正面にとても高い樹木があり伐採不可で風通しがとても悪いです。何とか伐採頂けないものでしょうか。<br>③　家の西側に竹林がうっ蒼と茂り敷地に進入して来て、個人で伐採する限度を超えています。②③とも公用林ですが町は対応しないのでしょうか。<br>④　土地の境界線（杭）が有りません。町は測量等関与しないのでしょうか。 |
| 回答 | 始めに、大多喜町の防犯灯の件について回答いたします。防犯灯は、これまで各区の負担により設置管理しておりましたが、平成28年度に実施しましたLED化事業以降は町で管理しており、新規設置については、各区長様から要望をいただいた中で町の設置基準を満たすもので、優先順位の高い場所から順次年２基程度を増設しているところであります。<br>そのため、防犯灯の新規設置については、区長様を通じてご要望いただき、要望をいただいた際には、上記内容を踏まえ、防犯灯の設置について判断をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。<br>次に、樹木等の伐採の件について回答いたします。ご自宅正面の樹木の伐採につきましては、私有地の樹木のため、町では伐採することが出来ませんので、土地の所有者の方とご相談くださるようお願いいたします。<br>また、法定外公共物の一部（赤道敷）に自生する立木等の管理については、利用している地域の方にお願いしておりますので、御理解いただ |

| | |
|---|---|
| | きますようお願い申し上げます。<br>　最後に、土地の境界線の件について回答いたします。個人が所有する土地の境界は、隣接地が公共用地でない場合、隣接土地所有者の方との話し合いにより決めていただくこととなります。また隣接地が公共用地の場合は、専門の業者に依頼をしていただくとともに、町に対して境界確定の申請をしていただき関係者の立会のうえ境界を決めていくこととなります。<br>　いずれにいたしましても、今後境界に係るトラブルを避けるためにも専門の業者に依頼をして決めることをお勧めいたします。<br>　なお、町では、個人負担がなく土地の境界を決めて新しい公図を作成する地籍調査業務を実施しており、お住まいの猿稲区は令和１７年頃に調査をする計画でいますことを申し添えます。 |